

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	アイヌ文化交流センターの展示物追加制作業務
発 注 課	市) 市民生活部アイヌ施策課
選定事業者	札幌アイヌ協会（会長：阿部 一司）
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> <p>【具体的事由】</p> <p>本業務は、アイヌ文化交流センターの展示室等の充実を目的として、アイヌ民族の伝統的な民具等の展示物の追加制作を行うものである。</p> <p>展示物の制作に当たっては、アイヌ文化交流センターの展示及びアイヌ伝統の知識・技術・技法を熟知している者を確保できる組織体制が必要である。</p> <p>これらのことを満たし、業務を確実に実施できるのは、札幌アイヌ協会のみであることから、当該団体との随意契約とする。</p> <p>なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格者ではないが、当センター開設時の展示物品の制作を行っており、開設後の追加での民具制作等で良好な履行実績がある。</p>	
根 拠 法 令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項ウ
決 定 日	令和6年1月26日